

# 公益社団法人加古川市シルバー人材センター 令和2年度事業計画

## 1. 基本方針

### (1) シルバー人材センター事業を取り巻く環境の変化

世界の経済状況は保護主義の浸透や米中経済摩擦等により、中国経済の成長鈍化基調が続いている。加えて新型コロナウイルス感染症の影響等により、先が見通せない状況となっています。

国内経済は雇用環境の改善が続く中、深刻化する人手不足問題や昨年10月に実施された消費増税及び国内においても新型コロナウイルス感染症の影響等が大きく、今後の見通しはますます不透明になっています。

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国において、経済活動の維持と社会保障制度の維持を両立させるためには、高齢者が生き生きと働き、暮らせる生涯現役社会の実現や女性が活躍できる社会の構築が必要となります。そのために、高齢者が現役世代を支援する「社会の担い手」としての就業や活動が期待されています。

このような状況の中、シルバー人材センターに対する国の補助制度では、令和元年度から会員確保・増強のための補助金が大幅に増額され、公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という）においては、初めてテレビCM等による入会案内やラジオでのPRを発信し、一定の効果がみられました。

当センターの事業収入は一部景気の持ち直しにより、民間事業所からの受注が回復の過程にあり、6年連続で事業実績が前年度を上回る予定です。

大きな要因は、会員の皆様お一人おひとりが一生懸命就業された結果と派遣事業において人手不足分野の仕事の受注開拓が出来たことによります。

一方で、登録会員の数はここ数年横ばいの状況にあり、会員増への取り組みが喫緊の課題となっています。令和2年度は、兵シ協との更なる連携により、地域の高齢者の皆様に様々な媒体を通じて、シルバー人材センター事業の魅力を発信するとともに地域の事業所へのPR（特に派遣事業）を強化する等の取り組みや工夫により、会員増の目標達成と事業の質的向上と量的拡大に努めます。

### (2) シルバー人材センター事業の目的

事業の目的は、「高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与する。」ことにあり、そのために会員自らの事業への参画のもと重点的な取り組み事項をはじめ多種多様な事業を展開します。

### (3) 重点的な取り組み事項

会員と役職員が一体となって、以下の事業を重点的に取り組むことにより、事業の適切な発展に努めて、センターの社会的役割と責任を果たすこととする。

### ① 就業機会の創出・拡大、開拓・確保と会員増の推進及び会員サービスの向上

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業等を活用して、会員の創意と工夫のもとに子育て支援、高齢者に対する見守り事業、農業支援事業及び地域の企業の人手不足の解消を支援することにより、地域社会・経済の維持・発展等につながる就業機会の創出、拡大に努めます。

センターPR用チラシを加古川市内の家庭に全戸配布又は回覧し、センターの魅力を発信して就業機会の開拓・確保と会員増への取り組みを推進します。

「夫婦会員等の優遇制度」の活用と兵シ協との連携のもと高齢者活躍人材確保事業（各種媒体によるPR）の活用により、会員増の取り組みを推進します。

また、会員就業情報・講習会情報や会員お得情報等の発信と健康相談事業の充実及び各種同好会等の立上げにより、会員へのサービス向上を図ることで会員の定着率を高めて、会員増の取り組みに努めます。

併せて、「プラチナ会員制度」や「正会員の事業参画に係るポイント制度」の活用により、会員の定着率の向上や会員増の取り組みを推進します。

### ② 公益社団法人としての社会的役割、責任と法令順守

シルバー人材センターの社会的役割、責任を認識し、事業運営に関しては、より適切な運営が求められています。会員自らの事業参画を推進するため「正会員の事業参画ポイント制度」を活用するとともに役職員が一体となって適切な事業の運営を推進します。

安全就業においては、会員は自らの日常生活や就業の場で「健康と安全＝自己管理」という意識を持ち、健康管理や事故を防ぐ意識を高めることとします。

法令順守の観点から平成28年9月に厚生労働省が「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」において示した、センターにおける働き方（請負・委任、シルバー派遣事業、有料職業紹介事業）と就業日数・時間（月10日若しくは週20時間以内）について、会員自身が正しく理解することと、お客様のご理解・ご協力を求めることにより、安全で適正な就業の徹底を図るため、必要に応じて、請負・委任契約から派遣契約や有料職業紹介事業への切り替えを実施します。

### ③ 第3次中・長期計画の推進

令和元年11月から令和2年2月に検証・見直した第3次中・長期計画を確実に達成するため、入会説明会の頻度（3回程度増やす）や実施方法（会員数の少ない地域での開催、女性限定の入会説明会等）を工夫して開催するとともに、地域の多様なニーズと会員の就業ニーズに的確に対応して、第3次中・長期計画の達成に努めます。

また、第4次中・長期計画（令和3年度から10年間）策定のための委員会を設置します。

## 2. 事業内容

### (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

加古川市、加古川公共職業安定所をはじめとする関係機関等や民間企業、民間団体及びご家庭等から高齢者の就業に関する情報を収集して、電話、就業情報広報紙、センター掲示板への掲示、電子メールやHP（お仕事情報）を通じて、会員に組織的に就業情報を提供して事業の拡大に努めます。

また、他市町のセンターとの連携や公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）、兵シ協等への参画により、高齢者の就業に関する情報を収集し、会員に組織的に提供して、事業の質的向上と量的拡大に努めます。

### (2) 高齢者の就業に関する調査及び研究

全シ協・兵シ協等が実施する各種研修会・講習会等に役職員及び会員が積極的に参加し、高齢者の就業に関する具体的な問題点を調査・研究し、その情報を会員や発注者に提供して、事業の適切な運営と発展に努めます。

### (3) 高齢者に対する就業相談の実施

仕事と就業希望会員のミスマッチを解消するために、次の就業相談を実施します。

#### ① 入会手続日（入会受付時）の就業相談の実施

#### ② 随時来訪する会員に対する就業相談の実施

#### ③ 未就業会員等を対象とした就業相談及び就業情報の提供等

- ・未就業会員に対し郵便等により、直接、優先的に就業情報を提供します。
- ・未就業会員が希望する職種を重点的に開拓します。
- ・受注の多い仕事等への希望職種の転換を勧めます。
- ・ボランティア活動や趣味・特技を活かせる活動への参加を促します。
- ・未就業会員等に案内して、予約制の「就業相談会」を実施します。
- ・毎月第2及び第4火曜日の午後に全会員対象の「就業相談会」を実施します。

### (4) 高齢者に対する就業の機会の確保及び提供

#### ① 受託事業

センターは、地域社会に密着した仕事を加古川市等の公共・公的団体や民間の事業所・団体及びご家庭等から請負又は委任契約により有償で引き受け、これを（再）請負又は（再）委任の形式により、会員に組織的に提供します。

会員は、責任をもってその仕事を完成又は遂行し、その対価として仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取るという仕組みになっています。

センターでは、高齢者に相応しい仕事をパンフレット・チラシや広報紙の配布及びHP等へ掲載して積極的に開拓、確保して、その就業情報を会員に組織的に提供します。

センターPR用チラシを加古川市、加古川市町内会連合会及び会員のご協力のもと「広報かこがわ」や「県民だよりひょうご」の配布等にあわせて全戸配布又

は回覧し、高年齢者の就業の場の確保に努めます。

HPでは、会員の資格取得情報や仕事の料金表を掲載し、お客様からの発注を促進します。併せて、お仕事情報を掲載し、定期的に更新して会員に就業情報を提供します。

## ② 自主事業と地域就業機会創出・拡大事業

自主事業は、会員が独自の創意と工夫によって企画し、自ら実施する事業で受託事業とはその趣をやや異としますが、会員の就業機会を拡大・確保するという概念では全く同じであり、高年齢者に相応しい仕事で、かつ地域社会に貢献し、生きがいの充実や喜びにつながるように努めるとともに、会員の就業機会を創出、確保して会員に組織的にその情報を提供します。

介護関連事業では、地域の高齢者の介護予防事業として実施している「すまいる・すまいる教室」の参加者の拡大を目指すとともに、平成29年度から参入している加古川市介護予防・日常生活支援総合事業の受注拡大に努めます。

令和2年4月から利用をはじめ「神野事業所」を活用して、食品関連等の新規事業を計画・実施する。

令和4年度が当センター設立40周年を迎えることから、会員から「地域貢献出来る新規事業」の提案を募り、会員の新たな就業機会の創出の準備に努めます。

また、会員の福利厚生事業として実施している各種クラブ・同好会活動やいきいき生涯学習事業で開催している各種教室との連携により、自主事業の実施に努めて、新たな就業機会の創出と確保に努めます。

### (自主事業)

緑のリサイクル、まごころ（家事援助）サービス、シルバー便利屋さん、パソコン応援隊、手芸、刃研ぎ、洋服のリフォーム、貸農園、たんぼぼ保育園の運営、着物着付け出張サービス、加古川西公民館及び両荘公民館の喫茶コーナーの運営、すまいる・すまいる教室、介護予防・日常生活支援総合事業

### (加古川市からの受託事業)

産後家事ヘルプ事業、ひとり親家庭日常生活支援事業

## ③ シルバー派遣事業の実施

兵シ協が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事務所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者にシルバー派遣事業を実施します。

「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用して、地域の高齢者の就業機会を拡大するという本来業務を達成するため、シルバー派遣事業を積極的に推進して、地域の現役世代の雇用を支援するとともに会員の就業機会の拡大と会員の拡大及び高年齢者の多様なニーズに対応します。

#### ④ 有料職業紹介事業の実施

兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者に職業紹介事業を実施します。

なお、シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業については、平成 31 年 3 月に兵庫県知事より指定を受けた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条による業務拡大に係る業種及び職種に基づき、対象の発注者に詳細説明を実施し、これらの事業の拡大に努めます。

#### (5) 高年齢者等に対する講習会等の開催

会員や地域の高年齢者の就業に必要な知識や技能の習得を目的としたセンター主催の講習会等を企画・開催します。

また、各種講習会においてステップアップ講習や後継者育成講習等を計画的に実施し、正会員のスキルアップと後継者の育成に努めます。

(定期で行う予定の講習会等)

接遇講習会（外部講師による）、家庭内清掃基礎講習

(不定期で行う予定の講習会等)

救急救命講習会、交通安全教室（自動車、自転車）等の安全教育及び安全就業に関する講習会、機械除草講習会・後継者育成講習、植木剪定講習会・後継者育成講習、家事援助に関する講習会等技能習得のための講習会、その他会員の要望の多い講習会等（講習会情報をセンター広報紙と同時に配布します。）

また、兵シ協と連携して高齢者活躍人材確保育成事業等に係る講習会の企画、実施や実際の職場体験を通じて、高齢者、事業主双方の理解を深めることにより、センターにおける高齢者の一層の活躍を推進します。

#### (6) 普及啓発活動の推進

シルバー人材センター事業の趣旨やシステムについて、お客様の正しい理解と市民へPRを行うため「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」、パンフレット・チラシや広報紙配布・回覧及びHP掲載等広報活動を通じて、事業の普及啓発活動を推進します。

HPでは、会員の日頃の活動状況を積極的に掲載するとともに 10 月を普及啓発促進月間に設定して、全シ協・兵シ協との連携のもと「シルバーの日」を中心にボランティア活動やフェスティバルに積極的に参画します。

当センターにおいても市民参加型の「シルバーふれあいフェスティバル 2020」を開催して、シルバー事業の社会的意義を広める普及啓発活動を積極的に展開します。

また、運営中の加古川西公民館及び両荘公民館の喫茶コーナーにおいてシルバー事業のPRに努めます。

会員に対し、広報委員会から会報「還流」（7月、1月発行）を発行、配布し、事務局から「加古川市シルバーだより」（5月、11月発行）、「シルバーニュース」（9月、3月発行）を発行・配布し、シルバー事業に関する情報や就業情報等を提供します。

市民に対してシルバー人材センター事業に関する情報や会員の活動状況を提供するため、各種広報紙やパンフレット・チラシ等を公民館等の公共施設に設置することにより、この事業の普及啓発に努めます。

## (7) 安全・適正就業の徹底

安全・適正就業は、この事業にとって最優先の課題であり、常に研究、検討して、可能な限り速やかに実行に移すことが求められています。

これらを実行するためには、会員は常に事故や病気から自分を守るために「安全と健康＝自己管理」という意識を持つことが最も大切です。

また、平成28年9月に厚生労働省が示した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を活用して、センターでの働き方について会員の正しい理解と発注者のご理解、ご協力を求めて安全・適正就業の徹底を図ります。

そのため安全・適正就業推進委員会を中心に次に掲げることを実施します。

- ① 安全・適正就業教育の実施（入会説明会・各種技能講習会）
- ② 安全就業基準（安全就業のチェックポイント）の周知徹底
- ③ 「職種別就業に関するガイドライン」の周知徹底
- ④ 安全・適正就業に関する情報の収集及び提供（事故防止対策）
- ⑤ 安全パトロールの強化（安全推進員によるパトロール）
- ⑥ 事故を起こした会員へのフォローアップの強化
- ⑦ 兵シ協と連携して「事故0運動」への積極的な取り組み
  - ・植木剪定（高所）及び機械除草（40度以上の斜面）の現場の確認の徹底と危険現場の排除の徹底、機械除草石跳ね事故の撲滅
- ⑧ 「公平な就業機会に関する基準」及び「正会員の安全・適正就業に係る就業制限に関する基準」の周知と徹底
- ⑨ 会員及び発注者への「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の周知（お問合せ時や発注時の請負と派遣の区分の説明）と適正就業の徹底

## (8) 組織の充実

この事業は、高年齢者の相互協力を基本にした地域の高年齢者による自主組織であり、組織の運営、仕事の開拓、受注等の事業運営は出来る限り会員が自らの創意と工夫により実施に当たることが望まれています。そのために、様々な知識や経験を持った会員の活用を推進するため、次の項目を実施します。

### ① 部会・委員会組織の活用

部会・委員会設置規程及び委員会運営要領により、会員と役職員が連携して時代の変化やニーズに柔軟に対応できる組織づくりに努めます。

## ② 女性会員の入会促進

センター広報紙やパンフレット・チラシ及びHP等を活用して、育児支援や高齢者等に対する家事援助サービス事業等女性の活躍の場を増やすことにより、女性会員の入会を促進します。

女性会員拡大委員会及び女性部「よっといで加古川」の活動を支援して、女性会員のスキルアップや親睦を深める事業を開催し女性会員の入会促進と定着率のアップを推進します。

味噌作り講習等非会員も参加できる各種講習会・研修会を積極的に支援し、女性会員の入会促進に努めます。

女性会員拡大委員会を中心に「神野事業所」の活用により、食品関連等の新規事業を計画・実施し、女性会員の入会促進に努めます。(再掲載)

## ③ 地域班活動の充実

総務・地域活動委員会を中心に地域班設置要綱により、地区委員連絡会議や地区・地域別の親睦会を開催して地域班活動の活性化を図り、会員自らの組織運営を推進します。

## ④ 職域班活動の充実

業務・就業開拓委員会を中心に職域班設置要領により、業務世話人会等を開催して職群班活動の活性化を図り、会員自らの組織運営を推進します。

## ⑤ 事務処理の集中化・適正化の推進

兵シ協を中心に推進している、拠点センターの事務処理の集中化に積極的に参加して、業務の事務処理の効率化と経理事務の効率化・適正化を推進します。

## ⑥ 正会員の事業参画推進に係るポイント制度の活用

令和元年度から導入した「正会員の事業参画推進にポイント制度」を活用して、センターが実施する様々な活動に正会員自らの積極的な参加を促します。

※1年間の獲得ポイント上位20名を対象に次年度の定時総会で表彰します。

## ⑦ プラチナ会員制度の活用

「プラチナ会員制度」を活用して、75歳以上の会員の定着率の向上に努めます。

また、公益社団法人としての社会的役割と責任を認識し、法令順守の観点から、法人組織として適切な事業運営を行います。

## (9) 福利厚生事業の充実と活用

福利厚生委員会を中心に会員の福利厚生に関する取り組みを行います。

会員親睦バス旅行(5月)、レクリエーション大会(3種目程度)等の親睦事業、慶

弔見舞金等の給付、クラブ・同好会活動への積極的な助成・支援事業により、地域の高年齢者の「居場所」「活動場所」「活躍場所」等の提供と正会員の親睦及び相互扶助を推進してセンターの発展に努めます。

加古川西公民館及び両荘公民館の喫茶コーナーを当センター会員や地域の高齢者が気軽に立ち寄れる居場所と位置付けて運営を支援します。

また、HPに会員お得情報を掲載し、会員に対する福利厚生を推進に取り組みます。

#### (10) ISO9001 認証の維持及び継続的改善

引き続き、この規格（ISO9001：2015）を活用して、継続的に維持し、改善して、提供サービス（作業）の標準化と顧客満足度の継続的改善を図ります。

令和3年2月には、維持審査を受ける予定です。

#### (11) 「神野事業所」及び「木村作業所」の活用

令和2年3月末に東播都市計画道路事業 神吉中津線他3線道路改良事業に伴う当センターの施設の一部移転について、加古川市のご尽力により「神野事業所」及び「木村作業所」への移転が完了する予定です。

「神野事業所」及び「木村作業所」を新たな拠点として、新規事業の展開や地域の高齢者の居場所として活用する。

#### (12) 法人としての一般事業

##### ア 総会、理事会の開催（予定）

- ① 定時総会 令和2年5月
- ② 理事会 令和2年5月、7月、9月、11月、令和3年1月、3月
- ③ 監事監査 令和2年5月、11月（中間監査）

##### イ その他の会議の開催

会 議 名	開催予定回数	開 催 時 期（予定）
入会説明会	12回	毎月第2水曜日
入会手続日（就業相談）	12回	毎月第3水曜日
臨時入会説明会・入会手続日	3回	未定 ※不定期で開催
事業部会・各委員会	随時	年4～5回程度
総務部会・各委員会	随時	年4～5回程度
地区委員連絡会議	6回	5・7・9・11・1・3月
地区世話人会	6回	5・7・9・11・1・3月
業務世話人会	3回	5・1・3月
品質目標推進会議（事務局会議）	12回	毎月